

令和3年度
第2回八戸市行政改革委員会 議事録

日 時 令和3年10月20日（水）午前9時30分～10時30分
場 所 八戸市庁 本館3階 第4委員会室
出席委員 武山委員長、坂本委員、田中委員、西川委員、蕨委員、山道委員
事務局 佐々木総務部次長兼人事課長、皆川行政管理課長、谷崎行政改革GL、
三戸主幹、小野寺主事、岩木主事

次 第 1 開 会
2 委員長挨拶
3 審 議
公共事業再評価について
(1) 本八戸駅通り地区整備事業
(2) 八戸駅西土地区画整理事業
4 閉 会

次第3 審議 公共事業再評価について

委員長： 本日の審議案件は、「公共事業再評価」についてです。
審議の対象事業は「本八戸駅通り地区整備事業」、「八戸駅西土地区画整理事業」の2件となります。
まず、審議に入る前に、「八戸市公共事業再評価の概要」について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局が資料に基づき説明〕

委員長： ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

〔質問なし〕

次第3 審議 公共事業再評価について (1) 本八戸駅通り地区整備事業

委員長： それでは、審議に入ります。まず、本八戸駅通り地区整備事業の概要及び再評価の内容について、事業担当部からの説明を求めます。

〔まちづくり推進課が資料に基づき説明〕

委員長： それでは、ただいまの説明について、何かご質問はございますか。
委員長： 私から2点です。この本八戸駅通りは県から移管される予定だということですが、以前、京都大学を呼んで、くらしのみちゾーンなどについて色々議論したことがあるのですが、その時に京都大学の中川先生からは、移管されたらここはもう関係者以外は立ち入れないようにしたほうがいいのではないかと、歩行者を優先してということで、そのアイデアとしては、ボラードという、入口にリモコンで下げられるチェーンやポール状のものを入口に設置して、許可車両以

外は通れないようにしたらといったことが案として出されていましたが、そのあたりの運用についてはまだ決まっていないのですか。あるいは将来的にどうするかについて、何か考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

事業課： お答え申し上げます。旧道となった場合の活用ですけれども、2つ目的がございます。1つは内丸地区の住民の方々が普段の生活として使いやすい場所にしたいという希望がございまして、地区の方々が集まって色々な買い物やお話をしたいというような、コミュニティの場として使っていきたいというご希望がまず1つございます。あともう1つは、八戸に来られる方、来訪者ですね、観光客だったりビジネス客だったりという方が中心街へ来る際に、簡単に言うと気分が上がるような雰囲気を持った通りにしたいというご提案がございまして、こういった通りを考えたものでございます。

当初の提案でも、私が伺っているところでは、道路自体を地区の人達しか使わない道路にできないかというご提案があったのは聞いてございます。では全然車を走れなくしたらいいのではないかという話も出たのですが、そうすると商店を並べると、どうしても物品の搬入などをする場合に必ず車を使わざるを得ないので、許可車両は通さなければならないということで、最低限の交通量だけは認めましょうということになりました。そして、委員長がおっしゃったボラードとかですね、私も別の部署にございましたが、10年程前に事業が始まる頃に話を聞いていまして、「出来ればいいね」くらいで終わっています。技術的な運用に関しては、この整備が始まった時に更に詰めていくことになるとは思いますけれども、この使い方も含めて地域の方々とじっくり話をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

委員長： あともう1点です。費用便益分析ということで、B/Cで2.0という数値を今回出されておりますけれども、当初評価の時には費用便益分析というのはやっていなかったということですか。

事業課： はい、当初においては行っておりません。

委員長： 先ほどの説明の中で、支払意思額ということとCVM（仮想市場評価法）で行って2.0と出したということですが、これは支払意思額のアンケートの中で税金としてというような感じの聞き方しているのですか。

事業課： そうですね、景観の整備に関することに対して、増税に置き換えて質問をしております。

委員長： ほかでやっても1回200円とか400円くらいでつくことを思えば、この月333円という額自体は妥当かなという気もするのですけれども、この1万5000世帯というのはどのような感じを出しているのですか。

事業課： これに関しましては国土交通省のマニュアルに載っております、市町村の世帯数を最大で1万5000世帯というルールがありましたので、今回は最大の1万5000世帯が効果範囲として設定しております。

委員長： わかりました。街路事業とかで、自動車が通れば通常使う3便益で十分に大きなB/Cが出るかと思うのですけれども、今回の事業は車を排除した上でということなので、こちらではなかなかB/Cが出ないなと思っていたのですけれども、わかりました。

委員長： そのほかないですか。私からもう1点。コスト削減の項目をあえてB判定として

いまして、先ほどの説明では、電線地中化のところで更に低減が見込めるという話がありましたけれども、どれくらい低減できそうか、目安というか、掘んでいるところはあるのですか。

事業課： 今、検討の余地があるものとして、現在の計画ですと、道路の右・左の両側に電線の共同溝を整備する計画をしておりますが、こちらについて一方化できないかという可能性を模索しております。そうなった場合には半分とまではいきませんが、かなりの費用が削減できるのではないかと考えておりますけれども、こちらは検討してからということになります。

委員長： 今は当初から環境への配慮やコスト縮減を考えているので、再評価の時点で大きく変えるのはなかなか難しいところがあるのかなと思いますけれども。わかりました。そのほか何か、よろしいでしょうか。

委員長： これで質疑を終了します。担当部の皆さんは退室してください。

〔まちづくり文化スポーツ部 退室〕

委員長： それでは、ここから委員会としての意見をまとめたいと思います。

再評価シートとありますけれども、この3ページの右下のところですね。今、空白になっておりますけれども、行政改革委員会の意見を委員会でまとめていくこととなります。

ここではそこにあるとおり、継続とするか、計画に何か重大に移行変更が必要そうであればということで、転向するか、あるいは、事業として無駄だということであれば中止する、休止ということもありますし、またその下に附帯意見というのを付けることができますので、継続だとしてもこういうことに配慮してという意見を付ける方法もあるかと思えます。この判断について何か意見があればお受けしたいと思います。

A委員： 私は継続でよろしいかと思えます。この本八戸駅通りのまちの整備というのは、本八戸駅からの乗降者が中心街にアクセスするうえで非常に重要な道路だろうと思えます。生活道路としての重要性というのと、あとは産業道路とまではいきませんが商店が張り付いているという意味で、一種の産業道路的な意味合いもあるのではないかと思いますので、この事業は継続していくということによろしいかと私は思いません。

委員長： ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。ある意味八戸の顔みたいなのところもありますしね。県から市に道路が移管された後、三八城公園の辺りも含めて生活道路として整備していきたいということです。完成すれば歩行者も増えるし、小さなお店ができ得る潜在能力みたいなものはあるのかなと思います。

委員長： それでは特に附帯意見は付けずに継続ということによろしいですか。

〔異議なしの声あり〕

委員長： ありがとうございます。それでは評価は継続、附帯意見は特になしということで、委員会の意見とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

次第3 審議 公共事業再評価について (2) 八戸駅西土地区画整理事業

委員長： 次の審議に移ります。事業担当部は入室してください。

〔都市整備部 入室〕

委員長： それでは、審議に戻ります。まずは、「八戸駅西土地区画整理事業」の概要及び再評価の内容について、担当部からの説明を求めます。

〔駅西区画整理事業所が資料に基づき説明〕

委員長： それではただいまの説明について、何か質問があればお受けしたいと思います。担当部の方もおられるところで聞きたいことがあればお願いします。

委員長： 私から質問ですけれども、本八戸駅通り地区整備事業の方については当初計画の総事業費と、再評価時の総事業費と示してもらっていたのですが、それについては2の「(3)事業の投資効果に関する視点」のところの、費用項目の①を足し合わせればということになるのでしょうか、街路整備と区画整理事業と。総事業費が当初に比べてどのくらい膨らんできているかということをお聞きしたいです。

事業課： 平成9年度に始まった時の当初計画は、総事業費249億6000万円でスタートいたしました。その後、平成18年度の第2回に240億へ減額変更がなされております。

委員長： わかりました。現状では280億円ですか。

事業課： はい。令和2年度3月の第6回変更において、総事業費が280億円となっております。

委員長： わかりました。先ほどの説明の中では、進捗状況が80%を超えている進捗率ということで、かなり事業全体としては進んでいるのかなとは思いますが、今の見込みでいうと令和15年までということなので、これでいくと令和8年、令和13年と、あと2回再評価が開催されることになるので、そのあたりの長期にわたる理由等があれば教えてください。

事業課： 事業計画上の事業期間、令和15年というのは清算期間を5年間含んでおりまして、令和10年度に工事が概成して換地処分を行う予定となっております。換地処分を行って、そのいわゆる計画上、設計上の数字と現地の面積の差異を金銭で清算する期間として5年間後ろの方に設けている形で、事業とすれば令和10年度に終わる予定ですので、次回、令和8年度に再評価の対象となりますが、令和13年度は事業が終了しているということなので、事業対象にならない予定となっております。

委員長： わかりました。そのほか、皆さんから何か。何でも気がついたことがあれば。

委員長： 私からもう1点いいですか。環境影響抑制ということで評価Aということになっておりますけれども、たぶんこれから、政府全体という形で二酸化炭素排出実質ゼロとかですね、そのあたりが市の計画にもこれからかなり影響を及ぼしてくるのかなという気もしますが、駅西としては何

か考えていることはあるのですか。

事業課： 駅西事業といたしましては、やっていることは基盤整備、土地の整備でして、その上に建っている建物のエネルギーに関しては地権者さんにお任せしている状態ですので、私どもで直接駅西地区全体をコントロールできるわけではないので、そこまでは考えていないですけれども、これから、今、委員長がおっしゃったように、ゼロに向けて何かしらの行動を国が主導して、例えば建設機械のあり方とか、そういうものを進めていくと思いますので、その辺は遅れないように乗っていくような形で進めていきたいと考えております。

委員長： ありがとうございます。そのほか皆様から何か、どのようなことでもよろしいですけれども。

事業課： 私から。

委員長： はい。

事業課： 区画整理事業がそもそもというところでご説明をさせていただければなと思います。公共事業を進めていくに当たり、通常、皆様がイメージしておられるのは、用地を買収して進めていくというものかと思うのですけれども、区画整理の場合は、例えば、100坪の土地があり、これを2割や3割減歩、つまり面積を減らして提供いただく、その提供いただいた面積を合わせて道路を作ったり、升目を作ったりという整備手法になっております。例えば、元々土地をお持ちの方にその一部を提供いただくに当たり、たくさん土地があればその中で家の移築や建て直しができるのですけれども、どうしても自分のイメージと合わないということになれば、同じエリアの中ではあるのですけれども、場所を移っていただいて家を建て直すなどという形で事業を進めていくこととなります。もちろん家ですので、簡単に移転とはならないわけでございまして、やはりその家の方との交渉にどうしても時間がかかってしまうというところがございます。ですので、例えば事業費があるからできるということではなくて、その家の持ち主との交渉の進め方で、じゃあAさんはあそこに移りましょうとか、Bさんはこのままでいいですねということで時間がかかる、区画整理というのはどうしても時間を要してしまうというところがございます。先ほど所長から説明がありましたとおり、事業費ベースでの進捗状況は、相当良いレベルのところまでは来ております。現在は矢沢地区というところ、図面で言うと左下にありますがけれども、そちらの移転交渉を進めているところでございまして、事業計画の中ではあと5年ほどいただければ整理がつくのかなというところがございます。ですので、それらが全部行政で思い描いていたとおりにはなかなか進めづらいという状況をご理解いただければなと思っております。以上でございます。

委員長： どうしても区画整理事業は時間がかかってしまいますけれども、大きな障害というのは特にはないのでしょうか。

事業課： ないと考えております。

委員長： そのほか何かありますか。質問があれば何か。よろしいでしょうか。それでは担当の皆さんは退出していただいて、行政改革委員会の意見をま

とめたいと思います。

〔都市整備部 退室〕

委員長： それでは、先ほどと同じように、評価シート4ページの行政改革委員会意見を取りまとめなければいけないのですけれども、事業として、コメント的な、感想的なものでもよろしいですので、継続するかどうかご意見あればお受けしたいと思っております。B委員はいかがですか。

B委員： 粛々と進めていただいて、なるべく早めに終わっていただきたいものだなと思っております。

委員長： 本八戸駅も1つの意味で八戸の顔でしょうけれども、対外的にいうと、八戸駅の方がまさに顔ということにもなります。八戸圏域へも八戸駅から向かうことになりまして、何より新幹線でのアクセスもかなり多いです、そこにフラットアリーナができたということですね、なかなかコロナで上手いことイベントとか仕掛けられてないようではございます。

委員長： それでは、ただいまの事業についても、附帯意見なしで継続ということでもよろしいでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

委員長： それでは1の対応方針のとおり、当委員会としても継続ということで、附帯意見は特になしということにしたいと思います。ありがとうございました。

委員長： 審議は以上となりますが、そのほか、全体を通して何かご質問やご意見はございませんか。

〔意見・質問なし〕

次第4 閉会

委員長： 終わりに、今回の再評価に関する今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは今後の予定でございますが、本日ご審議いただいた意見を踏まえ市の最終的な対応方針を決定し、11月19日開催の総務協議会及び建設協議会において、各担当課から市議会議員の皆様へ報告するとともに、市ホームページで公表するという流れとなります。以上でございます。

委員長： 以上で、本日の案件を全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局： これで、令和3年度第2回行政改革委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。